

令和4年(2022年)3月4日

保育利用(2号・3号認定)の保護者各位

札幌市子ども未来局長

まん延防止等重点措置の延長に伴う家庭保育のお願いについて

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、北海道に対して発令されている「まん延防止等重点措置」が再度延長されることとなりましたので、保護者の皆様への家庭保育のお願いについても令和4年3月21日(月)まで延長することといたしました。

保育施設は、社会機能維持に必要な施設であることから、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き保育を行っておりますが、札幌市の認可外を除く保育施設においては、令和3年12月にはひと月で2施設のみだった休園施設が、1月は159施設、2月は292施設と、厳しい状況が続いております。

今後も、引き続き必要な方へ必要な保育が提供できるよう、保育体制を確保する観点から、保護者が家庭で子どもを監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

また、現在の感染状況を踏まえ、保育が必要な方におかれましても、必要な日及び必要な時間の範囲での利用を御検討くださいますよう、御協力をお願いいたします。

記

1 家庭保育のお願いについて

令和4年1月27日(木)から札幌市へのまん延防止等重点措置の適用が終了するまでの間(本通知発出時点で3月21日(月)まで)、保護者が家庭で子どもを監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

今回の措置は、保護者の判断による可能な範囲での協力依頼であり、保育が必要な方におかれましては各施設で保育を行いますが、市中の感染拡大に伴い、保育従事者数が一時的に不足することなども想定されます。保育が必要な日及び必要な時間の範囲で利用していただくよう、御理解と御協力をお願いいたします。

2 保育料について

国の「市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合」に当たるため、上記1の期間に保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。なお、詳細については以下のホームページをご参照ください。

URL:<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/sinngatakorona/9631.html>

(さっぽろ子育て情報サイト ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等>新型コロナウイルス)

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 電話:011(211)2986
(保育料) 子ども未来局子育て支援部保育推進課保育料係 電話:011(211)2987